

1 災害に備えた時系列行動計画(タイムライン)の作成

(1)タイムラインて？

タイムラインとは、台風が発生してから上陸するまでの数日間を使って、事前に防災行動を行い、被害の防止や発災後の早期復旧を実現するアメリカ発祥の防災計画です。

・平成24年10月29日、「ハリケーン・サンディ」は、ニュージャージー州に、最大風速36m/秒の勢力を保ったまま上陸し、米国史上最大の都市災害をもたらしました。

・ニュージャージー州のバリアアイランドでは、時間軸に沿った動計画(タイムライン)を実践することにより、早めの対応が功を奏し、死者は発生しませんでした。

・ニューヨーク市では、タイムラインに沿って、事前に地下鉄車両の退避や機器類の事前撤去を行うことにより、早期に復旧し、被害を最小限に留めました。

タイムラインによる、「早め早めの防災行動が減災に繋がり命を守った」ことにつながった事例です。

(2)地域の災害予測に応じたタイムラインの作成

大規模な地震が発生した場合、どのような事態がおこり、何をすべきなのかを時間の経過とともに想定し、自主防災組織の活動を事前にシミュレーションしたタイムラインを作成しておくことにより、発災時に、タイムラインを中心に活動を展開することができ、被害の軽減につながります。

「人の命が一番」を基本に

- ・ 防災機関・地域・住民が一体となった防災・減災対応ができる仕組み作り。
- ・ 防災関係機関の詳細な情報共有ができる仕組み作り。
- ・ 住民の守り手を守る仕組み作り。
- ・ 自助・共助の連携が強固な地域づくり。

(参考) 南海トラフ地震時のタイムライン作成事例

時間	状況	個人の行動	自主防災組織の活動
地震発生 ～	緊急地震速報 大きな揺れ	机の下などで身を守る。	
4分後(仮) ～	揺れが収まる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火元の確認 ・ ガスの元栓を閉める ・ 電気のスイッチ・ブレーカーを切る ・ 火災が発生した場合はあわてず消火活動(大声で家族に知らせるとともに、近所の助けを求める) ・ 家族の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止の呼びかけながら、本部に移動 ・ 移動中に発見した火災の初期消火活動 ・ 移動中は、けが人や行方不明者の確認を行う ・ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援の実施

		<ul style="list-style-type: none"> ・脱出口の確保 ・浸水、土砂災害の危険地域は即避難開始 	
6分後～	地震の確認 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオなどで地震の規模などを確認 ・避難が必要な場合は、避難の準備 ・ガラス片などに注意しながら、屋外へ避難 ・倒壊した家屋やブロック塀、電柱などに注意しながら集合場所へ避難開始 ・隣近所に声をかける ・火事が発生していたら大声で知らせる。(消火の手伝い) 	
10分後～		<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織に協力し、消火や救助活動、応急救護活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織災害本部の設置 ・地域の災害状況の把握を行うよう情報班へ指示 (けが人や行方不明者、火災・倒壊家屋の把握) ・時間帯によっては、地域の事業所等への協力要請 ・消火、救出・救助用資機材等の搬出及び消火、救助活動 (消防の協力が必要な場合は消防への通報) ・応急救護活動 (病院や救護所への搬送) ・市町に地域の状況を正しく伝えるとともに、市町から得た情報を住民に正しく伝える
数時間後～	避難所 (指定 緊急避難場所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールを守って避難生活 ・津波浸水地域では、津波注意報が解除になるまで動かない ・ラジオなどから被害状況の正しい情報を入手 ・壊れた家には絶対に入らない 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町と協力した避難所の開設、運営 ・避難所の安全・安心の確保 ・要配慮者への対応

2 災害応急活動のための情報収集及び伝達

(1) 地域内の被害状況の早期の確認

人的被害や建物被害、道路・ライフライン等の被害状況や火災発生の状況を迅速に取りまとめ、市町の災害対策本部に報告することが、被害の増大を防ぐことにつながります。

(2) 情報収集及び伝達のポイント

- ① 情報収集は、迅速に行うことが重要です。そのためには、事前に確認場所を決めておきましょう。記入フォーマットを事前に作成しておけば、必要な情報を適格に把握できます。
- ② 警察や消防は、大規模災害時には、すぐに現場に出動出来ない場合もありますが、必ず通報してください。負傷者の情報や火災の情報は、通報がないと把握されません。
- ③ 被害報告を受けた情報班長は、市町災害対策本部などの防災関係機関に報告します。道路遮断等により確認ができない地域がある場合は「〇〇により情報収集不可能地域」と伝えましょう。また、被害がない場合も「被害なし」と必ず報告してください。市町が災害の全体を把握するため、皆さんからの情報が重要です。
- ④ 同報無線や市町の広報車、ラジオなどで、被害の正確な情報を確認し、地域の住民に伝え、デマや情報の錯綜等による混乱が起きないようにしましょう。

3 被災者の救出・救助活動

(1) 早期の救出・救助活動

大地震発生時には、住家の倒壊による生き埋めや転倒した家具の下敷きになる被害が多く発生すると予想されますが、生死を分けるのは迅速な救出・救助活動です。消防等の防災関係機関だけでは、救助には多くの時間を要し、被害を最小に防ぐことはできません。そのためにも、迅速な救出・救助活動を、自主防災組織が中心となって行ってください。

(2) 救出・救助活動のポイント

- ① 自分の安全を確認する。
- ② 大きな声で呼びかけ、負傷者等がいないか確かめる。
- ③ 被害を受けた人を発見したら、救出するための人を集める（2次災害を防ぐためにも、人が見える場合は5～10人、見えない時は20人位は必要）
- ④ ノコギリ、ハンマー、バール、ジャッキ、ロープなどの資機材で救出する。
- ⑤ 大規模な救出作業が必要な場合は、チェーンソーやエンジンカッターなどの資機材を利用し、必要な場合は速やかに消防機関などの出動を要請する。また、すぐに救出できない場合は、被災者の埋没位置や人数などを正確に把握しておく。

4 初期消火活動

地震による火災発生を防ぐためには、各家庭における防火対策が最も重要ですが、もし、火災が発生した場合には、自主防災組織が協力して初期消火活動にあたりましょう。

ただし、初期消火活動はあくまで火災の延焼防止のために行うものですので、決して無理はしないように注意してください。消防団員や消防署員が到着したらその指示に従うようにしましょう。

5 医療救護活動

大地震発生時には、多くの負傷者が出ますが、すぐに医療機関での治療が受けられるとは限りません。負傷者を発見した場合は、まず適切な応急手当を行ってください。また、重傷患者や中等傷患者は救護所等の医療救護施設に搬送するようにしてください。

救護所が設置される場所は、事前に市町に確認してください。

6 避難・避難誘導

災害時に、自分の地域にどのような危険があるかを知って避難しなければ、二次災害に巻き込まれる可能性があります。危険箇所を把握したうえで、避難の方法を決めておきましょう。

また、自主防災組織が中心となって迅速な避難誘導を行ってください。

7 避難行動要支援者の避難

自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、事前に把握し、自主防災組織の中で担当を決めておくなど、逃げ遅れのないように地域で協力することが大切です。

そのために、事前に、支援を要する人、支援をする人を交え、協議した避難計画を作成し、当事者間で共通認識を持つことが重要です。



第2節 水害・土砂災害時の自主防災活動

1 水害に備えた時系列行動計画(タイムライン)の作成

高潮などの水害や土砂災害の発生は、地震に比べ事前に把握することが出来、そのため、事前の避難も可能です。自主防災組織は、災害が起きる前に地域住民を避難させましょう。

⇒台風等が上陸するまでに事前段階に行うべき防災行動を定めた計画です。

補足；台風のように発生から上陸までに猶予時間のある災害については、先を見越した防災対応をとることで大きな減災効果が期待できます。

(参考) 台風に備えたタイムライン作成事例

時間	状況	個人の行動	自主防災組織の活動
数日前まで	・台風や大雨情報のニュース	・情報収集 ・避難の準備 ・家族や仕事場との連絡先の確認	・危険箇所の確認 ・連絡体制の確認 ・避難先の確認
1日前まで	・台風や大雨情報のニュース	・避難の準備 ・家族や仕事場との連絡先の確認	・連絡体制の確認 ・避難行動要支援者の避難支援準備

当日	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設 ・避難準備情報 ・避難勧告 ・避難指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者避難開始 ・避難開始 ・逃げ遅れた場合は自宅の2階以上へ上がるなど生命を守るための行動開始 ・ルールを守って避難生活 ・ラジオなどから被害状況の正しい情報を入手 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設・運営 ・避難行動要支援者の避難開始 ・地域住民への避難するよう伝達 ・避難所に集合後、点呼 ・避難状況を市町へ必ず報告
----	---	---	--

2 避難・避難誘導

避難勧告等は災害対策基本法に基づき、市町長が発令します。発令された場合には、次を参考に避難を実施してください。

特に、避難行動要支援者（災害時要配慮者）は、避難に時間を要しますので、早め早めの準備、避難開始を行ってください。

避難準備 情報	・気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。
	・立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。
	・避難行動要支援者は、立ち退き避難する。
避難勧告	・立ち退き避難する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。 ・土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。 ・津波災害から、立ち退き避難する。

3 土砂災害への注意

土砂災害には、土石流・地すべり・がけ崩れの3種類があります。

県では、土砂災害から住民の皆様の生命を守るために、土砂災害のおそれがある区域を「土砂災害警戒区域」に、さらに、そのうち人命に著しい危害が生じるおそれのある区域を「土砂災害特別警戒区域」に指定しています。お住まいの場所が「土砂災害警戒区域」等かどうか確認しましょう。

大雨による土砂災害の発生の危険度が高まったときには、県と気象台は共同で「土砂災害警戒情報」を発表します。雨が降り出したら、テレビやラジオ、インターネット、携帯電話の登録メール等の大雨や土砂災害に関する情報に注意しましょう。

「土砂災害警戒情報」が発表された際には、市町から「避難勧告」や「避難指示」が発令されますので、対象地域の方やその周辺で溪流沿いにお住まいの方は直ちに避難してください。また、夜間に大雨が予想される際には、暗くなる前に避難することがより安全です。なお、豪雨などで避難所への避難が困難な際は、次善の策として、近くの頑丈な建物の二階以上に緊急避難したり、さらに困難な際は、家の中のがけから離れた部屋や二階などに避難しましょう。

※土砂災害警戒情報とは

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表しています。

■早期避難のすすめ

対象市町内で土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域については気象庁が公開している「土砂災害警戒判定メッシュ情報」（検索「気象庁 メッシュ情報」）でご確認ください。周囲の状況や雨の降り方にも注意し、「土砂災害警戒情報」等が発表されていない場合でも、危険を感じたら、躊躇することなく自主避難への誘導をお願いします。



平成 16 年 8 月（台風 15 号と前線）

1 台風や大雨に備えて!

お住まいの場所が、「土砂災害警戒区域」等かどうか確認しましょう。



インターネットからは、「香川の砂防」にアクセスし「土砂災害危険箇所等の緊急周知」でご確認いただけます。



香川の砂防 検索

○インターネット以外では、管轄の土木(小豆総合)事務所または市町役場で資料を閲覧できますのでご確認ください。
※現在、土砂災害警戒区域等の指定が完了していない箇所もあります。

2 雨が降り始めたら!

「土砂災害警戒情報」や雨量情報に注意してください。

テレビやラジオ、インターネットなどの大雨や土砂災害に関する情報に注意。



出典:政府広報オンライン

インターネットからは、「かがわ防災Webポータル」にアクセスしご確認ください。



かがわ防災Webポータル 検索

防災情報メールに登録しよう!

(右のQRコードから登録画面に移動します)



携帯電話等で事前登録しておけば、気象情報や避難勧告などの情報がメール配信されます。



3 豪雨になる前に!

「土砂災害警戒情報」が発表された際には、直ちに避難してください。子どもやお年寄りなど避難に時間を要する方は、早めの避難を心掛けてください。



夜間に大雨が予想される際は暗くなる前に避難。避難場所への移動が難しいときは、頑丈な建物の2階などできるだけ安全な場所に避難。

土石流から避難するときは、土石流に対して直角方向に逃げてください。

土石流からの避難 検索

(右のQRコードのリンク先:政府広報オンライン)



危険な場所を確認する

家族の連絡先と避難場所を確認する

非常持ち出し袋を準備する

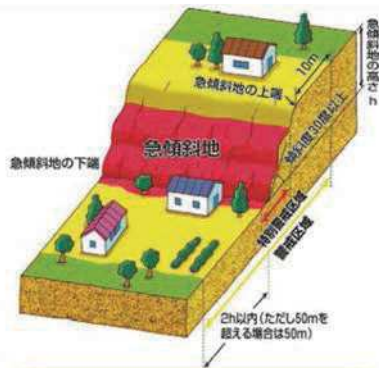
家族などと一緒に避難する

避難の仕方



資料提供: NPO法人 土砂災害防止広報センター

土砂災害発生のイメージ



がけ崩れ

雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象



土石流

山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れ下る現象



地すべり

雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象



これらの土砂災害には前ぶれがあります！ 次のような前兆現象を見たり、聞いたら、近づかず早めに避難しましょう！

がけから小石がパラパラ落ちてくる



がけから急に水が湧き出たり、わき水の量が急が増えたり、ふき出したり、急に止まったりする



川の水がにごり、水といっしょに倒れた木が流れてくる



雨は降り続けているのに川の水が減る

井戸水がにごる



地面にひびわれや段差ができる
地鳴りや山鳴りがする

【資料提供：NPO法人 土砂災害防止広報センター、全国地すべりがけ崩れ対策協議会】



平成 16 年 10 月 (台風 23 号)

1 指定緊急避難場所、避難所の把握

各地域には、市町が指定する指定緊急避難場所と指定避難所があります。特に、指定緊急避難場所は災害種別によりことなる地域もありますので、市町や地域が作成したハザードマップなどで、指定緊急避難場所や指定避難所の確認をしましょう。

また、地域内で独自で定めた緊急避難場所や避難所のある地域では、災害時に備え市町防災担当課に避難所等の所在地や建物情報などを連絡してください。

避難した場合は、必ず市町に連絡してください。

(1) 指定緊急避難場所とは

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所で市町長が指定したものです。



(2) 指定避難所とは

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町長が指定したものです。

2 避難所における運営本部・役割分担・行政との連絡

① 小学校などに設けられる避難所には、複数の自主防災組織が集まってきます。同じ避難所で生活する避難者や自治会、自主防災組織、町内会、ボランティア団体等と話し合い、協力して避難所生活を運営しましょう。

② 過去の事例でも、避難所では、避難者間の混乱や不満が発生するなどの問題も多くあります。事前に避難所運営組織を作成し、避難所運営計画書を作成しましょう。

③ 運営本部会議を1日1~2回開催し、情報の収集・伝達、役割等を再確認するとともに、情報の共有に努めてください。

(1) 避難所運営組織

- ア 設置目的：発災後、速やかに避難所の運営ができるよう避難所管理運営班（以下「班」とする。）を設置する必要があります。そのため、開設当初から必要となる班編成について、あらかじめ定め、班の代表者を選定しておくなど、事前準備をしておく必要があります。
- イ 役割：避難所の運営は、行政担当者のみでなく、避難者や自治会、自主防災組織、ボランティア団体等との連携により行っていくこととなるので、あらかじめ班を編成し、委員会と協力して、避難所の運営にあたります。
- ウ 班編成 班編成としては、次のようなものが上げられます。
- ①運営本部に、総務、被災者管理、情報、食料・物資、施設管理、保健・衛生等の各総括班長をおく（複数の自主防災組織が避難所を共用する場合）
 - ②運営本部の下に自主防災組織ごとの班編成を行い、班ごとの役割を決める

総務班	避難所全般の取りまとめ、災害対策本部との連絡・調整、避難者名簿の管理、ボランティア受入、マスコミ対応など
情報班	災害対策本部との情報の管理・集約、避難者向けの情報の管理・提供など
食料班	避難所食料の配給、不足食料の要請、炊き出しなど
物資班	避難所生活物資の配給、不足物資の要請、救援物資の管理など
保健衛生班	避難所の衛生管理、負傷者等の救護、要配慮者に対する相談・対応など
広報班	避難所における広報、来訪者・電話等の外部との連絡窓口など
警備班	避難所の防犯・防火対策など

◎事例紹介

栗林校区コミュニティ協議会（高松市）の避難所組織運営図



避難所運営組織とは

私たちは、被災した状況になってもお互いに協力し助け合い、事態に立ち向かえるのだとして、被災者を受け入れる準備やその役割分担、作業内容などを事前に協議の上、構成員を募集し、組織化したものです。しかし発災時、組織化した人が集結できるとは限りません。
各区域の住民、すべての人が避難所運営スタッフの対象となります。

全自治会、マンション等は避難所の構成員（運営上のスタッフや情報の提供、住民への窓口になる人）を必要とします。被災者となった時、必要となる食料や医薬品の調達、災害ボランティアの確保等、この組織がそれら作業の窓口となります。その期間が長くなっても持ちこたえられる組織が必要です。

高松市の避難所開設運営の手引きに基づき

栗林小学校避難所運営組織	（平成25年1月19日 設置）
高松一高等学校避難所運営組織	（平成24年11月11日 設置）
桜町中学校避難所運営組織	（平成23年10月9日 設置）

避難所運営組織図

**総務班（事務局）
区域内災害対策本部**

会長（班長）
副会長（副班長）
事務局長補佐 他

警察官立寄所

施設管理班

班長・副班長
その他活動必要人数

女性お困り対応班

班長・副班長
その他活動必要人数

情報班

班長・副班長
その他活動必要人数

避難者管理班

班長・副班長
その他活動必要人数

救護班

班長・副班長
その他活動必要人数

食料・物資班

班長・副班長
その他活動必要人数

衛生管理班

班長・副班長
その他活動必要人数

校区内災害対策本部

栗林コミュニティセンター（コミュニティ協議会）
TEL/835-5399
協議会会長 センター長 市災害時指定職員

**市災害対策本部
平時、危機管理局**

TEL/839-2184

各班の役割（書き出し事項以外はマニュアルに基づき対応する）

- **総務班**----- 各班の情報を収集し、連絡調整事項を把握調整したうえで、コミュニティセンターとの連絡窓口となる。避難所内の意思決定や指示は班長又は副班長が行う。取材陣への対応。在宅被災者の実体の把握。
- **警察官立寄所**--- 避難所内の見回りや被災地・被災者への防犯パトロール、その他交通、防犯面の情報交換。
- **施設管理班**---- 避難所開設時に施設(建物)の安全確認、危険箇所への対応を行う。火気の取り扱いや防犯に留意し避難所の秩序維持に務める。
- **女性お困り**---- スタッフは全員女性で構成し、避難所内での女性特有の問題に対応する。
- **情報班**----- 通信手段が絶たれた状態の中で避難者にとって必要な情報を収集し、提供をする。プライバシーの保護には注意が必要。
- **避難者管理班**-- 避難者名簿の作成管理、安否確認への対応は他の班との協議を要す。
- **救護班**----- 近隣の医療機関の状況の把握や避難所内での医療室の開設と医療機関従事者を探し協力を求める。疾病者の把握、寒い時期の避難所でのインフルエンザの感染には特に注意を要す。
- **食料・物資班**---- 食料、物資等避難所内の必要数を把握し総務班を通じて地域対準本部を経て市災害本部に報告されていくが、必ずしも必要数を確保できない事も想定し、避難者協力のもと炊き出しをする。それら準備の役割も担う。
- **衛生管理班**---- ごみやトイレの問題など、避難所の生活環境が良好に保てるよう、十分に配慮する。仮設トイレの設置や、ベッドに関する事など、避難所の中で難しい作業が伴う班となる

- 6 -

- 84 -

(2) 避難運営計画書の作成

避難運営計画に必要な各種様式

① 組織図の作成

		所属	役職	氏名	携帯電話	備考
本部長		〇〇自主防災組織	会長	〇〇〇〇	090-1234-5678	
副本部長		〇〇自主防災組織	会長	〇〇〇〇	090-1234-5678	
総務班	総括班長	〇〇自主防災組織	会長	〇〇〇〇	090-1234-5678	
情報班	総括班長	〇〇自主防災組織	会長	〇〇〇〇	090-1234-5678	
食料班	総括班長	〇〇自主防災組織	会長	〇〇〇〇	090-1234-5678	
保健衛生班	総括班長	〇〇自主防災組織	会長	〇〇〇〇	090-1234-5678	
広報班	総括班長	〇〇自主防災組織	会長	〇〇〇〇	090-1234-5678	
警備班	総括班長	〇〇自主防災組織	会長	〇〇〇〇	090-1234-5678	

② 緊急避難場所、避難所の情報把握

	一時避難所	避難所	
施設名等	〇〇自治会館	〇〇小学校	
建物の耐震性・津波浸水の可能性		第一校舎	耐震有・浸水無
		体育館	耐震有・浸水無
		第二校舎	耐震有・浸水無
施設管理者	090-1234-5678		
// 連絡先			

③ 医療機関等の状況

大規模災害時には、けがや避難所生活で体調不良となる方が出てきます。また、高齢者や障害者、乳幼児などの要配慮者への対応も必要となります。事前に避難所近辺の医療機関や福祉避難所の状況を確認してください。

種類	名称	所在地	電話
救急病院	〇〇病院		〇〇〇-△△△△
福祉避難所	△△介護老人福祉施設		〇〇〇-△△△△

3 避難所の区割り

避難所に住民が避難してきた場合に、避難所のどこに入ってもらおうか事前に考えておきましょう。

災害時、避難所には多くの人々が避難してきて混雑し、避難スペースの確保でトラブルが起きてしまうことも予想されます。避難者の受付後、スムーズに避難者を誘導できるようにしましょう。

まず、避難所が体育館など広い場所の場合は、避難者が移動するための通路を確保することが必要です。通路の幅は、車いすが通れる幅(90 cm以上)が目安です。

避難者一人当たりの必要面積は3㎡とされています。ちょうど、毛布を引いて横に手荷物を置くと3㎡くらい。

○区割りの考え方

みんなが活動しやすい場所に まず、通路をつくりましょう。

プライバシーを配慮 男女別更衣室は重要！

みんなに情報が行き届くように 見える化を意識！

複数の掲示板や立て看板等の工夫

トイレが使いやすいように 要援護者は通路側に！

季節によって他に考えておくべきこと

適切な水分補給ができるように（特に夏） 給水所の設置！

効率的に暖がとれるように（特に冬） 暖房器具の設置！

- ・自治会や地域単位で、それぞれまとまる。
- ・地域外の避難者のスペースも考慮する。
- ・要配慮者用のスペースを確保する
- ・乳幼児のスペースやけが人へのスペースなどを確保する。
- ・情報掲示板を設置する。

○間仕切りの設置

プライバシー確保のためには、段ボールパーテーションなどで、区割り毎に間仕切りを設けることも有効です。

4 避難者名簿の作成

避難者名簿の作成は、避難所運営のために、必要となるものです。避難者を受け入れる際に、名簿を作成してください。

番号	氏名	住所	年齢	性別	入所日時	退所日時	特記事項
1	〇〇太郎				月日時分	月日時分	
2	〇〇花子				月日時分	月日時分	

5 掲示板等の設置・安否確認

- ・避難所毎に安否を確認
- ・被災を免れた人は自宅に「〇〇に避難しています」を掲げて無事であることを表示。
- ・情報を表示する掲示板を設置。
- ・視聴覚に障害のある人のために、情報を伝える人を予め決め、掲示板と放送を併用するなど、要配慮者に確実に情報が伝わるよう配慮が必要。

6 避難所のルールの周知

- ・生活区域、生活上のルールを決めます。
- ・生活の時間も決めておきましょう。
- ・女性や子どもの視点を取り入れましょう。
- ・お互いのプライバシーを保護するため、家族単位で分けしてむやみに他人の場所へ立ち入らないようにしましょう。
- ・更衣室等も設けます。

○避難所の運営・管理の注意点

- ・情報の伝達経路を決める
- ・市町からの情報は、市町配備職員等から又は市町防災担当課から受け、情報総括班長に伝える
- ・情報総括班長は、各自主防災組織の情報班長に伝える
- ・各情報班長は、その連絡を住民に伝える
- ・ラジオなどから直接入る情報にも注意する

7 食料・飲料水の確保

- ・食料や飲料水は、各家からの非常持ち出しでの対応となります。
- ・不足する場合、炊き出しなどが行われます。
- ・配給にあたっては、ルールを徹底し、不公平が無いよう配慮してください。

8 高齢者、乳幼児、女性等要配慮者への対応・支援

- ・慣れない環境や設備の不足により、負担が大きくなる女性や高齢者への配慮が特に必要になる
- ・更衣室や授乳室、女性用トイレを多めに設置することや、高齢者の健康管理に特に注意する等
- ・トイレを気にして、水分補給等を控える高齢者の方が病気にかかることが過去にもありました。高齢者の摂食状態を気にかけてあげてください。
- ・要配慮者のハンディキャップに十分配慮した的確な情報の提供を行う
- ・要配慮者は、被災直後の対応がまずいと健康状態が悪化しやすいので、身体介護などケア体制を確立しておく。介護は原則的に家族で行うが、介護を行う家族がいない場合は、予め要支援者台帳に登録しておく

・介護者が不足する場合は、各自主防災組織の人材台帳参照）を活用し、看護師等の適任者に交代で介護を依頼する。

また、手話、ガイドヘルパーなどの受け入れにも配慮する

9 トイレのルールの周知

災害時の適切なトイレ環境の確保は、被災者の健康維持を図るうえで重要な課題です。このため、事前にトイレ対策を講じることができるよう災害用トイレの確保から衛生管理に至る一連の対策を整理しておく必要があります。

(1) 災害時には、断水で既設トイレが使えない、利用しにくい構造の災害用トイレが多い等の問題があります。

(2) 災害時の既設トイレの活用

平常時からの水確保のための取り組み（井戸の整備等）が必要です。

水が出る場合：マンホールや汚水マスからの漏れに注意して使用

水が出ない場合：携帯トイレ等を利用して使用（使用例を図示）

(3) 災害用トイレの種類

① 災害用トイレの種類と概要・使用上の留意点

携帯トイレ、簡易トイレ、組立トイレ、仮設トイレなどがあります

② マンホールトイレ

③ その他のトイレ等（自己処理型トイレ、車載トイレ等）

(4) 災害用トイレの選択

設置場所、ライフラインの状況、し尿処理体制、使用する者の事情等の諸条件を考慮して選択（各種トイレの機能の比較表、選び方フロー図等の記載）

・個人による携帯トイレ備蓄を地域の方に勧めてください。

(5) 避難所等の人数に応じた必要トイレ数の目安

過去の災害での事例（概ね75人に1基）を参考に、使用する者の事情や避難所の収容人員等を踏まえて必要数を確保できるようにしましょう。また、男性・女性、要配慮者等も考慮し、設置場所を検討してください。

(6) 要配慮者への配慮

① 障害者・高齢者への配慮し、洋式トイレを確保し、使用者の事情に応じて、手すり、照明、スロープ等を整備

② 女性への配慮では、防犯等の観点も含め、設置場所等を検討

③ 幼児や外国人等への配慮も必要となります。表示の仕方や、利用の仕方場所などに工夫し整備

④ トイレに近い場所の確保

⑤ 寒くなく・暑くない場所への誘導

⑥ 昼の部屋がある場合は優先

⑦ 可能な限りのプライバシーの確保等への配慮

10 ごみ問題

避難所では、多くの生ごみ等が発生します。衛生面にも配慮するため、事前にごみの処分方法、ごみ置き場を決めておき、避難者を受け入れる際に説明をしてください。

11 ペット対策

ペットを飼育している避難者は、ペットを伴って避難してきます。ペットの飼育場所の指定や排せつ物の後始末を徹底するなど、飼い主の責任をきちんと理解してもらい、ペットを安全に避難できるよう対応しましょう。

12 その他

①緊急輸送手段の確保

緊急時に備えて、各自主防災組織から車両を一台ずつ用意するなど、輸送対策を決めておく

②縁故避難

親せき宅への避難など、避難先を変更した場合は、情報班を通じて、運営本部へすみやかに連絡する

③使用禁止建物への立ち入り禁止

倒壊の危険がある建物や、立ち入り禁止区域は、ロープ等で閉鎖、事前に避難所の設置者や管理者と取決めをしておく